平成２１年（フ）第２２５２５号
東京都江戸川区宇喜田町1441―４―101
債務者　宮竹　雅之
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崔　　宗樹
4　破産債権の届出期間　平成22年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０４号
東京都八王子市千人町２丁目12番20―504号
債務者　井上　光英
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木徳太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３３２９号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１―21―７　サニーハイツ新桜ケ丘203号、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目62番３号
債務者　立田　政宏
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　眞尋
4　破産債権の届出期間　平成22年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５７６号
静岡県熱海市伊豆山436番地の22
債務者　近藤　優子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５８８号
静岡県熱海市下多賀99番地　中村荘Ｂ棟102号
債務者　朝榮　敦子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２９６５号
札幌市南区澄川５条12丁目14番12号
債務者　佐々木正幸
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５１６号
札幌市白石区栄通６丁目13番17―406号
債務者　岸浪　弥生
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７９０号
北海道恵庭市大町１丁目10番10―101号
債務者　関口　拓朗
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７９７号
札幌市手稲区手稲本町４条３丁目６番13号　スカイマンション５号
債務者　古川　翔太
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８１５号
札幌市中央区南６条西13丁目４番34―202号
債務者　渡部　由美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８２９号
北海道石狩市花川南７条２丁目201番地
債務者　乾　　千春（旧姓黒須）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８４５号
札幌市西区平和２条８丁目９番１―308号
債務者　板垣　章浩
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８５３号
札幌市北区新琴似７条８丁目５番13号
債務者　池田佑侍郎
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８６１号
札幌市東区北23条東20丁目４番１号　ラフォーレ18―302号
債務者　菅井　君枝（旧姓梅澤）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８６６号
札幌市東区北36条東２丁目４番８号　光紀ハイツ103号
債務者　佐藤　光子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８７１号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番19―12号
債務者　大場富士子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８７７号
札幌市中央区南11条西７丁目２番１号　第３イトービル302号
債務者　三ツ木貞一
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部